平成２３年（フ）第２０９５号
大阪市西区江戸堀３丁目１番31号サンコー江戸堀ビル９階
破産者　フォークス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６３号
大阪市北区豊崎３丁目11番６号
破産者　株式会社Ｐ．Ｈ．Ａ．
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１７号
大阪市中央区瓦町１丁目３番２号　ヒガシビル318号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋３丁目２番24号
破産者　有限会社ＳＡＪＯＹＡ
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２５号
大阪市中央区石町２丁目１―７―207
破産者　有限会社本村秀雄建築事務所
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９１号
大阪市西区北堀江２丁目９番20―505号
破産者　株式会社ベント・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２７号
大阪市北区天神橋８丁目７番８号
破産者　山崎運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３７号
大阪市西成区南津守５丁目11番18号
破産者　株式会社エーム
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９８号
大阪府門真市古川町１番14号
破産者　株式会社ａｆ’ｃｏ
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０２号
大阪府松原市大堀１丁目14番８号、前本店所在地大阪市平野区長吉川辺２丁目１番22号
破産者　株式会社リベラル
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
堺市堺区三宝町３丁178番地の１
破産者　向井印刷工藝株式会社
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９５１号
札幌市中央区南３条西12丁目325　東和ビル６階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南１条西21丁目２番７号
破産者　有限会社ＮＯＥサービス北海道
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５６号
札幌市南区藤野２条５丁目４番３号
破産者　有限会社リップス
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山338番地の２
破産者　有限会社大進建設
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
千葉県館山市沼775番地の３
破産者　佐藤ヨシエ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２０年（フ）第９９６号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目３番６号
破産者　有限会社アシストジャパン
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４０号
横浜市青葉区千草台33番地３
破産者　株式会社ロジックシステムズ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市衣笠栄町４丁目24番地
破産者　近代産業有限会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６２号
岐阜市島田２丁目３番８号
破産者　有限会社エヌ・ビー・エル
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
岐阜市島田２丁目３番８号
破産者　株式会社ナガラ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６４号
岐阜市鷺山東２丁目５―59ハイツ仙古102、住民票上の住所岐阜市花ノ木町２丁目８番地２
破産者　千葉　維彦
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所